

市民厚生常任委員会（9月25日）

開会（9：05）

○青島委員長 ただいまより市民厚生常任委員会を開会する。

当委員会に付託された議案は8件である。審査順序はお手元に配付の審査順表のとおり、市立病院、こども未来部、市民部、健康福祉部として進めたいと思うが、御異議はないか。（異議なし）

市立病院所管の議案の審査に入る。

認第23号「平成29年度焼津市病院事業会計決算認定について」を議題とし、当局の説明を求める。

（当局説明）

○青島委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

○村松副委員長 お伺いします。34ページの資本的収支明細書、企業債。今年度、3億2,500万円を借り入れていまして、24ページを見せていただきますと、その内訳が書いてあります。この中、今年度、3億2,500万円、島田信用金庫から借り入れているんですけれども、これは利息の入札とかにかけてやっているんですか、お伺いします。

○鈴木企画経理課長 入札で行いました。結果、0.124%、これ、2本あるんですが、7,500万円と2億5,000万円。0.124%という低利の利率で借り入れをすることができました。

○村松副委員長 入札ということですが、これは何金庫というんですか、何銀行というんですか、金融機関は何社あつてのうちのあれなんですか。教えてください。

○鈴木企画経理課長 焼津市内にある本支店、ある金融機関でございます。

○村松副委員長 了解しました。

○杉田委員 2ページのところに、前、どこかで聞いたことがあるような気がするんですけど、収入のところ、がん治療薬オブジーボの金額がかなり高いというようなことを聞いたことがあるんですけど、このオブジーボを買うために、どのぐらいの量があつて、それがどのぐらいの患者の人たちに使用されたのかというのをお願いいたします。

○中島薬剤科長 昨年度、平成29年度の実績になります、患者数にいたしまして16名の患者様に使用されております。

以上です。

○杉田委員 16名にこの金額のお薬が全部使われたということで、1人当たり均等ということなのか、どういう投与のされ方をするかというのがわからないんですけど。

○中島薬剤科長 オブジーボにつきましては、適応症がありまして、肺がんですとか胃がんですとか適応症によって投与量が変わってきます。あと、投与日数も患者様の病気によって変わってきますので、一概にこの方に何万円というような形では言えないのが現状であります。

○杉田委員 そんなようなことをほかの部署で聞いたことがあつたような気がしたんですけど、そうすると、一番高額だった方というのと一番少額だった方というのの差というのはどのぐらいあるんですか。

○中島薬剤科長 平成29年度の試算でありますけれども、年額にいたしますと、長く治療されている方ですと3週間に1回の投与になりますし、1回しか投与されない患者さんもありました。ですので、1回に治療される患者さんが大体100万円から200万円ぐらいの治療費になるものですから、長い方ですと1,000万円を超えるほどの治療金額になります。

以上です。

○杉田委員 わかりました。今後も、このオブジーボの利用というのはかなりふえていくというふうに考えていいですか。

○中島薬剤科長 オブジーボにつきましては、オブジーボのほかにもこれと似たような免疫治療薬というものがふえております。ですので、オブジーボに限らず、こういった高額のがん治療薬というものの治療はふえていくと思われまして、オブジーボ自体の適応症も広がっておるものですから、がんの領域も広がっていきますので、今後ふえていく見込みがございます。

以上です。

○杉田委員 わかりました。ありがとうございます。

次に、9ページのところで、外来の平均患者数が減った。その減ったという理由というのが、地域でのかかりつけ医だとかそういうものがふえてきたということなのか、そして、減ったけれど実際には増収となっているということは、やっぱり高額医療だとかそういうものがふえているというふうに解釈していいですか。

○寺田医事課長 ただいまの質疑なんですけど、平成29年度につきましては、外来が確かに減っているかというのはございます。産婦人科だとか整形、小児科、皮膚科とか、あと、泌尿器科なんかは1,000人以上の減ということで、全体で9,292人の減ということになっておりますが、診療単価がふえておるといふところにつきましては、院外処方であったものを院内にかえたとかというものもございまして、患者1人当たりの単価というものも一応ふえております。病診連携、病病連携ということで、開業医のほうで診療できない検査等をうちの病院でやるということで外来の診療単価がふえているものと思われま

す。

以上です。

○杉田委員 今、外来が減ったという原因として、地域でのかかりつけ医がふえたという

ような認識でいいんですか。

○寺田医事課長 確かに、病診連携、病病連携というのもふえておりますが、逆紹介という形で、うちの病院で入院して加療しました、外来で一時加療しましたというものを逆紹介という形で開業医のほうに戻しております。そういう形で、外来の患者数というものは減少をしていくような形になりますが、あくまでも病院なものですから、病院は入院診療を主に行って、外来は開業医、地域の病院という形でいくのが今の流れかなというところで推し進めていくところでございます。

以上です。

○杉田委員 了解です。

28ページのところで保育所収益というところがあるんですけど、これはいわゆる企業型保育所というような扱いになるのかかわからないんですけど、この保育所、病院の保育

所というのは、定員だとか、あと、保育士の人の給料のこともちょっと触れていたんですけど、何人ぐらいいて、時間の問題だとか、あるいはまだ払っていない、未収の方もいるというようなことも報告があったと思うんですけど、その関係、何でそういうふうになるのかなというのがわからないんですけど、まず、その規模の問題と、あと、保育士の問題。今の実態として定員に対してどのぐらいあるのか教えてください。

- 清水病院総務課長 今回の御質疑ですけど、まず、規模の問題ですけど、定員が一応33人ということになっておりまして、時期によって人数がかなり変動しますけど、大体、通常のパターンでいきますと、年度当初が少なくでだんだんふえてきて、年度末に減るというパターンで、今、たしか、去年もほぼ定員30人を超えるぐらいの人数が一番多いときには入っていました。今現在、たしか二十数人、五、六人だったかなと思います。保育士の数は、現状では11人で、全て臨時職員の方で賄っております。保育料の未収ということなんですけど、これ、全員職員なので、給料から翌月に天引きをしていますので、多分その分が3月会計で未収になっているだけだと。いずれは全部入るといいます。

以上です。

- 杉田委員 わかりました。

それから、医学生への貸付金、看護学生への貸付金、平成29年度支出で14人は医学生、看護学生が56人ということでした。収入のところ、貸付金返還金というところで、医師が1人、それから、看護師が4人ということだったんですけど、ここで返還金があったということは、その方が焼津の病院からどこかに行かれたという解釈ですか。

- 清水病院総務課長 そのとおりでございまして、本来でしたら、貸付期間だけ勤めていただければいいんですけど、それが諸事情できなくなったものですから、要は、返還、償還を満足するだけの期間、勤務ができなくて、途中で退職をされたということになるものから、残った部分、勤務できなかった部分について貸付金をお返しいただいたということになりまして、それが医師1人で看護師が4人という形になります。

- 杉田委員 この貸付金制度が始まって年数がたつと思うんですけど、今までで途中で移っちゃったよという人というのは、どのぐらいいてどういう傾向にあるんですか。

- 清水病院総務課長 年度によって違いますけれども、毎年何人かはそういう方がいらっしやいまして、医師のほうの1人というのは多分今回が初めてだろうと思いますけれども、看護師のほうは、途中でいろいろな事情で退職をされるということがやっぱりありまして、年間1人、2人、3人とかという形でこういう方が出るような形になっております。

以上です。

- 秋山委員 30ページのところなんですけれども、御説明で、職員の被服費をリースから購入にかえたということなんですけれども、その理由を教えてくださいということと、同じページで、光熱水費、昨年比10.2%増ということなんですけれども、その背景、原因を教えてくださいませんか。

- 村田用度施設課長 看護衣のリースの関係なんですけれども、リース期間が5年ということで、昨年度の5月が時期満了ということで、その後については購入でしていったほうがいいと、経費的にも抑えられるということで購入に切りかえているということとでございます。

以上です。

- 秋山委員 光熱費。
- 村田用度施設課長 燃料費の増についての御質疑で、特に電気料が、価格を構成する中で燃料単価の調整額というのがございます。それが単価が上がったというところで金額がふえているという状況でございます。
- 秋山委員 この白衣をリースから購入ということで、購入のほうが経費的に安く上がるということなんですけれども、購入するとメンテナンスというか、それが看護師の皆さんとか職員の皆さん個人の負担になってくるんでしょうか。それとも、メンテナンスはメンテナンスで別途委託のような形になるんでしょうか。
- 村田用度施設課長 看護衣の衣服については貸与条例がございます、まず。その上でリースから購入に切りかえているんですけれども、そこで職員の負担というのはございません。基本的に、年度ごと、看護師さんも、入ってこられる方、退職される方はやはりいらっしゃるわけなんですけれども、ある程度、3年から4年のペース、サイクルで看護衣の購入をしているということと、それから、看護衣のいわゆるメンテナンスというんですか、クリーニングについては、病院のほうで全て対応していくというところなんです。洗濯委託料として出しているということです。
- 秋山委員 そうすると、そういう洗濯委託料も考慮しても、リースよりも購入のほうが合理的ということの判断だったということではないんでしょうか。
- 村田用度施設課長 もともののリースにつきましては、当時、大分、看護衣のデザインとかそういうことも含めてつくられてきているという状況がありまして、ちょっと経費的にも割高という状況がありました。また、リースについては、洗濯は洗濯でまた入っているものですから、それについては、比較をやはりしますと、購入で対応するというので、切りかえているということでございます。
- 秋山委員 それを使う職員の人たちの意見としても、そのほうが良いという、リースよりも購入のほうが良いだろうということもあったんでしょうか。全くコストの点だけですか。
- 田中看護部長 白衣を新しくする件に際しまして、やはり、着るスタッフたちの意見というのは非常に大事になります。ですので、各部署から代表者を集めまして、どういったデザインが良いとか、色はどうするかとか、そういった意見を聞きました。その中で、スタッフのほうからは、リースと買い取り、そこら辺については特段問題はないと。ただ、メンテナンスのほうを病院のほうでしっかりしてくれば何の問題もないということで、レンタルにするか買い取るかといったところ辺は特に議論にはなりませんでした。

以上です。

- 松本委員 最後になると思いますけれども、全体的な話で、私が質疑するのはとんちんかんなかなと思ったら教えてもらいたいんですが、毎年赤字です。平成28年度末で資本金、収支をやって資本金から取り崩しをやっているわけですね、帳面上は。だから、平成28年度末の資本金が、実際の帳面上の資本金は120億円ぐらいあるわけだ。4ページ。120億4,716万3,898円というのが帳簿上のやつで、それを正味でやると、資本金が平成28年度末で44億3,296万1,757円。当年度、当期は5億9,765万439円の当期末のマイナスとい

うことだから、その44億円から今年度の5億九千七百何万円を引くと、41億7,573万5,318円になるよというのがこれだと思って今質疑しておるんだけど、それでいいかな、内容は。いいとして、これ、同じように業績が推移して、赤字がこれぐらいずつ毎年出ていくと、計算したら、6.9年で資本金がゼロになっちゃう。表面上は120億円ある。実質的な資本をやると、資本を食い潰して、これ、決算書をつくっているからね、そうすると、6.9で、約7年で資本金を食い潰しちゃう、正味は。だから、これから、どこの病院も非常に厳しくなっている。それはわかるので、きょうは管理者はいないんですが、先進医療で医業収益を上げるか、それか、あるいは医業外収益で上げるか。そういうことで、この間、管理者のほうではなるだけ焼津市立病院でなくちゃできない治療を考案して患者を呼び込んで収入を上げたいよというようなことをおっしゃっていました。例えば、ペットにかわるようなものを焼津市立病院でやっていますよというようなことをやっておられると思うんですが、これからどのような戦略でやっていくかというのを、今言ったように管理者がないものであれですが、そういうような会議というのはやっているんですかね。

- 増田事務部長 収益の関係につきましては、ここ一、二年また赤字という傾向となっております。決算上の赤字の数字の関係に関しましては、先ほど委員のほうからおっしゃっていただいたとおりでございます。病院の経営ということにつきましては、医業収支をプラスに持っていく。これを目標にして1つは取り組んでいるわけでございますけれども、さまざま要因がございまして、昨年度との比較からいたしますと、今年度の赤字の膨らみに関しましては、人件費の中で退職給与の引当金が1億5,000万円ほどふえたというようなことも1つの要因となっております。そういった形で、各年度の事情によって損益計算の赤字額は変動していくわけでございますが、いずれにいたしましても、収益の向上ということで先ほどもお話がございましたが、医業収入に関しましては、入院の治療を基本として高度な医療を提供するという中で、さまざまな診療報酬の加算の仕組みがございまして。そういったもので新たに加算をとれる仕組みをうまく構築していくといったことに努めているところでございます。

それから、医業外の収益ということに関しましても、今、取り組んでいますのが人間ドックなどの医業外収益といったことも収益増の1つの方策として取り組んでいくということで、新たな検診なり医療機器の整備といったことにも取り組んでいるところでございます。

以上です。

- 松本委員 大変な問題だと思うんですよ。特に、そういう言い方をしているのかどうか分からないですが、昔で介護保険がない時代ですと、入院患者さんも長く入院しているというようなことで、入院費用というのも入ってくる。今、一定になると、介護保険の対象になる。出ちゃうわけですよ。そういうような収入減というのも出てくるのかもしれないんですが、これから、病院は建て直す。どうしてもこれは建て直さなきゃできないことだと思うので、そういう面ですます金利負担というのか、そういうような実質的な医療にかかわらない経費がふえてくると想像するわけですね。ですから、今、部長がおっしゃったようないろいろな方面で研究をしてやっていかないと厳しい時代に当面するんじゃないかなと思いますので、よろしくをお願いします。

以上でございます。

○青島委員長 今の松本委員からの質疑の中の答えにもありましたけれども、私も準備して聞こうと思ったのが、ページ27のところの医療相談収益、その中の、今言う人間ドック収入の項がありますけれども、そのお答えが先ほどありましたけれども、実際に待っているのか、市立総合病院としてそういう人間ドックをうちの病院でやってくださいというような、言うなれば営業というようなことをやっているかどうか。それで、今後の中で、今言われたように、そういったところの市民の皆さん、それから、健康を維持していくという項目だと思うんですよ。その部分で充実させていくというのも1つの手であると。今、先ほどもお答えいただいているわけですがけれども、今までどうしてきたのか、今後どういう展開をするのかということら辺はお聞きしたいと思います。

○鈴木企画経理課長 今御指摘のあった点なんですけど、まだ、特に今、他院にないDWIBS検査、当院が持っている総合がん検診についてですけども、その点を広く周知するよう、現状、営業活動を行っております。私と、あと、健康管理室の一部です。周知徹底する形で市民の皆さんに広く知っていただくということで、企業に訪問いたしまして、御承諾が得られた企業につきましては、朝礼あるいは昼休み、夕礼、10分間ということで実際に営業活動を行っております。10分間の間ですので、なかなか人間ドックのほうのお話までは啓蒙活動できないわけですがけれども、それと、あと、実際、私が営業活動を試みまして、人間ドックのほうは、どうしても、岡本石井病院さんですとか甲賀病院さんですとか藤枝市立さんですとか、既にもうやられている方がおります。それを当院のことをアピールすることで、逆に、一部民業圧迫ではないかという誤解もされるケースもあるかという懸念もあります。現状では、今、総合がん検診、他院にない被曝のない総合がん検診を中心に、日々、週に1度は営業活動に出るということを6月から始めました。人間ドックのほうは、過去の受診者に対してのフォローで、お知らせですね、それを郵送でお知らせするように健康管理室、やはりこの6月からその活動を始めていますところでございます。

以上です。

○青島委員長 先ほどの松本委員の話にもありましたように、やっぱり市立総合病院のある意味では生き残りをかけるというか、ちょっと大げさな言い方ですけども、そういった中で、やはり営業というか、それともう一つは、人間ドック等になれば食事もするでしょう。といったような形の中で、焼津市立総合病院の優位性、評判のよさをぜひ打ち出させていただいて、そういうふうになってくれれば少しでも改善されるんじゃないかなと思います。よろしくお祈りします。

以上です。

○秋山委員 23ページになります。先ほど、入札でということで貸し付けの話も出たんですけども、私は、機器、備品のところで指名競争入札6件あります。それぞれわかる範囲でいいんですけども、どのような状況であったかということを教えてください。

○村田用度施設課長 個々の案件でどのような状況かということ、今手元に詳しい資料がないものですから申し上げられないんですけども、基本的に、業者につきましては、いわゆる販売許可業をとっている、ここにも載っているような東西医用器さんとか中北さん、それから、協和医科器械さんとか、そういう取り扱いのできる業者さんに入札の指

名をして参加していただいている。基本的には、それから、医療機器についても、できるだけメーカー1社に固定しないで、できるだけ2社とかいう形で、競争性がより上がるような形で入札というものをしているという状況です。

以上です。

- 秋山委員 つまり、複数でそれぞれ入札されてこの結果になったということですよ。よく建設、土木とかいう入札になると、予定価格のようなものが出されていることがあると思うんですけど、こういった医療機器の場合はどうなんでしょうか。
  - 村田用度施設課長 これにつきましても、やはり市の購入と基本は同じなものですから、予定価格は設けます。予定価格については、他院のいわゆる購入状況、その辺のものを過去の実績を調査しつつ、参加いただくという業者についても、一応事前の見積もりとかもとったりもします。その中で、あとは、こちらのいわゆる金額に応じてになりますけれども、大概ここの金額になってしまいますと管理者が予定価格を入れていただくということになるんですけども、その調査をした上で当院としての予定価格を入れるということになります。
  - 秋山委員 ありがとうございます。先ほど話にも出たように、非常に厳しい中で皆さん努力していらっしゃると思うんですけども、あと、人間ドックの話が今出ました。私、何回か前の委員会のときに、人間ドックで市外の医療機関の人間ドックを受けている方も結構いらっしゃる。市内の方もいるけれども。そういうところで、人間ドックを焼津市で受けてほしいというところのアピールをしないのかというふうに聞きましたときに、その当時は、特にそれは考えていないというお答えをいただいた記憶があったんですね。もう何回か前のことなんですけれども。それで、先日、シンポジウムがありましたときに、私もDWIBSのお話を聞いて、これは本当にすばらしいなと思っていて、といいますのは、だから、もっと本当に人間ドックをアピールしていただきたいなと思ったんですけども、特に女性の乳がん検診ですよ。通常の乳がんの検診って、私もやるんですけど、やっぱり痛いですし、それでちゅうちょするという女性は物すごく多いと思うんです。そういう女性たちに対して、市内のほかの医療機関の人間ドックの体制で圧迫ということとおっしゃいましたけれども、市民の健康ということをやっぴり最優先に考えていただいて、特に女性に対して、焼津の市立病院の人間ドックというのはアピールしていただきたいなと本当に思いますので、それは意見としてよろしく願います。
- これは監査からの情報なんですけれども、監査の病院事業会計についての意見書の42ページのところに、安定経営に努めてほしいということで幾つか項目ごとに目標値というのが出されていて、外来診療単価は平成29年度は目標達成しました。それと、あと、外来1日当たりの患者数も平成29年度達成しているということなんですけれども、あと、先ほど出たように、例えば、病床の利用率が平成29年度は86.7%だけれども、平成32年度は90%以上というのが目標値であるとか、幾つかそういう、これに対してこういうという目標値というのがあるんですけども、この目標値というのは、これを達成することによって経営の安定につながるということで病院のほうで出されたものと受けとめていいんでしょうか。
- 増田事務部長 ただいまの目標値の関係でございまして、病院の改革プランというものがございまして、あるいは中期経営計画ですね。これらの中で項目を立てまして目

標値を掲げておまして、一定の収支を安定化するための数字としてこれらの目標の数字を立てまして取り組んでいるところでございます。場合によってはいろんな状況の変化もございますので、目標値そのものを見直していくというようなことも部分的にはあり得ることかと思いますが、一応そういった内容でございます。

○秋山委員 私も、今おっしゃられたように、状況に応じてこの目標値の見直しということがあるんじゃないかと思ったり、また、特に、目標値の中で重点的にこの部分ということがあれば、そういったものも反映させていただいて、今後もお願いしたいと思いません。意見です。

○青島委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、認第23号「平成29年度焼津市病院事業会計決算認定について」は全会一致、認定すべきものと決定

○青島委員長 議第64号「焼津市医学生修学資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とし、当局の説明を求める。

(当局説明)

○青島委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。(なし)

質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第64号「焼津市医学生修学資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○青島委員長 議第65号「焼津市薬学生修学資金貸付条例の制定について」を議題とし、当局の説明を求める。

(当局説明)

○青島委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。(なし)

質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第65号「焼津市薬学生修学資金貸付条例の制定について」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○青島委員長 以上で市立病院所管の議案の審査は終了した。

暫時休憩する。

閉会(10:53)

開会(12:04)

○青島委員長 会議を再開する。

こども未来部所管の議案の審査に入る。



議第60号「平成30年度焼津市一般会計補正予算（第4号）案」中、こども未来部所管部分を議題とし、当局の説明を求める。

（当局説明）

- 青島委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。
- 秋山委員 今のお話なんですけれども、平成30年度は300万5,100円がその策定にかかる、平成31年度は400万円限度額でかかるという意味でいいですか。
- 鈴木子育て支援課長 今説明させていただいたとおり、当該年度305万1,000円、歳出予算書で計上させていただいたものと、4ページの債務負担行為補正第2表ですけれども、平成31年度に400万円ということで、平成31年度分にかかるものについては400万円ということでございます。
- 以上でございます。
- 青島委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。（なし）

◇採決の結果、議第60号「平成30年度焼津市一般会計補正予算（第4号）案」中、こども未来部所管部分は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

- 青島委員長 以上でこども未来部所管の議案の審査は終了した。  
暫時休憩する。

閉会（12：07）

開会（13：58）

- 青島委員長 会議を再開する。  
市民部所管の議案の審査に入る。  
認第15号「平成29年度焼津市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」中、市民部所管部分を議題とし、当局の説明を求める。  
（当局説明）

- 青島委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。
- 杉田委員 国保の被保険者の1人当たりの医療費というのは、平成27年度、18万八千幾らか、平成28年度で18万九千幾らか、少しだったけれど平成28年度は上がって、平成29年度もちょっと上がったと思うんですけど、1人当たりの保険者の医療費を教えてくださいませんか。
- 橋ヶ谷保険年金課長 皆様のお手持ちの主要事業報告書の71ページを見ていただくと、思うんですけど、ここに書いてありますけれども、平成29年度と平成28年度の1人当たり、一番右の欄のところですけども、全体でいいますと、平成29年度の計が1人当たり25万2,020円、平成28年度が24万2,786円ということで、ここを見ますと1万円程度上がっているということで、補足しますと、こちらはあくまでも実際の給付した分、7割分の。要は、実際にこちらで支給するのは、皆さんが3割お金を払いまして、7割をうちが払うものですから、7割分の給付の分について1人当たり幾らというのがここ

に載っている状況でございます。

○杉田委員 だから、平成29年度はかなり1人当たりの医療費の負担が大きくなっているわけなんですけど、国保加入者の所得はどんな割合になっているのか、金額、200万円というのが1つの線引きになるのかならないのかわからないんですけど、所得のどんな割合になっているか教えてください。

○橋ヶ谷保険年金課長 まず、割合というより、1人当たりの所得額、平成29年度決算ですけれども、1人当たり所得が69万1,814円が1人当たりの所得でございます。今、杉田委員がおっしゃいましたように、所得が200万円以下の割合ですけれども、そちらについては、平成30年度、当初課税が終わっていますので、そこらでいいますと、所得が200万円以下の世帯は、全体のおおむね83%の方が所得200万円以下になります。割合としては、

以上になります。

○杉田委員 8割以上の人たちが所得200万円以下、200万円というのが1つの低所得者の根拠ということになると思うんですけど、1人当たりを見たときに、69万1,814円という所得の人たちが医療費として支払う部分というのが、25万円が7割だから、幾らになる、金額は今わからないですけど、かなりの部分を払わなきゃならないんじゃないかなと思うんですよ。200万円以下ということは、結局、国保に加入する人たちというのは、会社をやめて国保に入っていくってという形で、まだやめてから働く人だとかいうのもいるかもしれないけど、その中で、正規、非正規でまた変わってくると思うんですけど、実際に働いている人で正規、非正規の割合というのはわかるか、あるいは、年金の支給額というのもかなり減っていると思うんですけど、年金の平均の支給額というのはどのぐらいだというのはわかりますか。

○橋ヶ谷保険年金課長 まず最初の、一般質問のほうでも深田議員からありましたけれども、所得200万円というところがあるんですけども、一方、低所得者に対しましては保険税の軽減制度というのがありまして、所得によって2割軽減、5割軽減、本当に所得のない方は7割軽減というのがあるんですけども、そういった低所得者軽減に係る方の割合というのは、実際のところ、おおむね51%が軽減されています。所得200万円以下、そういう話でおりますと、所得200万円以下というと、例えば年金収入、今、年金の話がありましたけれども、収入でいいますと、おおむね1年間に360万円ぐらい。収入として毎月30万円ずつ年金が出ている人を所得に直すと200万円ぐらいになるんです。ですから、人それぞれ、年金だけの方とか働いていて賃金をもらっている、例えば給与収入なんかでいいますと、そちらの所得200万円というと、給与収入でいくと、そちらも大体360万円ぐらいなんです。ですから、いろいろ引かれるので手取りとする人それぞれ違いますけれども、収入でいきますと、所得200万円というと、年金とか給与の方というと毎月30万円ずつぐらいは支給があるよということになりますので、確かに多くはないとは思いますが、状況としては少し、200万円で8割以上の方が所得が200万円以下だよということと、一方、収入に直すと、年金でいいますと、月30万円ぐらいももらっている方もそこに入ってくるものですから、それをもって、例えば、ちょっと暮らしが厳しいとか保険税が払うのが難しいというのは、一概に判断できないのかなというふうにこちらとしては考えているところでございます。

以上です。

○杉田委員 年金で月30万円以上もらっている人というのはそんなにいるとは思えないんだけど、今の83%が所得200万円以下ということになると、確かにそういう人がいるのかもしれないですけど、やっぱり圧倒的多数の人たちが、そういう低所得者の人たちが国保加入者であることには変わらない。その低所得者の人たちに対して軽減というのいろいろされているけど、その軽減されても、その収入に占める割合という、先ほど平均して69万円というのを答弁いただきましたけど、やっぱりその人たちが軽減を受けたとしても、医療費の中で占める割合、あるいはその生活費の中で占める割合というのはかなり大きいんじゃないかなというふうに思います。

そして、先ほど滞納のことが出たと思うんですけど、深田議員の質問のときのメモが正しいかどうかわからないんですけど、滞納が3,326世帯、全世帯の15%で120減っているという、何かそういうふうに自分は書いて、メモがあったんですけど、それで合っていますか。

○橋ヶ谷保険年金課長 そちらにつきましては、一般質問の答弁の中で、平成29年度の滞納世帯数が2,212世帯で、前年と比較しまして滞納世帯数が123世帯減りましたよということに答弁をさせていただきました。

○杉田委員 自分の聞き間違いで。わかりました。そうすると、滞納が減っているということは、督促がきつかった。そんなことはない。その効果。

○榎田納税促進課長 特に厳しくやったというよりも、国税徴収法とか地方税法にのっとって滞納に関する方々に徴収を行ったということで、1つ言えることは、いつもより催告する期間を平成29年度については1カ月ぐらい前倒してやり始めたというところがあります。

以上です。

○杉田委員 その対象者に対して、今まだ入っていませんよという通知を出したとか、そういうことをいつもより早く始めたもので、向こうが気がついてきて納入してくれたよというふうに解釈すればいいのかな。

○榎田納税促進課長 督促状は、納期限後20日以内、それから、次の催告状、はがきでシーラーで出すやつ、これは1カ月ぐらいというふうに目安にやっています、そこまでは同じなんですけれども、その後、文書催告等をやるんですけども、それを少し早目に、催告の時期を早目に取りかかったということです。

以上です。

○杉田委員 わかりました。それにしても2,212世帯というのは、やっぱりかなり多い世帯の中で払えない状態というのがあって、確かに123世帯減ったというのはあるかもしれないけど、十分そこに応えられるだけの財政力というのが国保加入世帯の中ではまだかなりないんだろうなというふうに思います。

そして、短期被保険者証が、これも合っているかどうかかわからないんですけど、2,636枚と言ったかな。その辺がわからないんですけど、これも減ったのかもしれないけど、かなり多い。540枚減ったというような答弁があったような気もしたんですけど、それでもかなり多いなというふうに思います。そして、あと、資格証明のほうも、111世帯だったかな、それで29枚。これでも10枚減ったんだよというのだったと。

それから、差し押さえが、これも自分の書き違いかもしれないけど、619件と言ったかな。73件減ったよということなんだけど、差し押さえでもまだこれだけある。この差し押さえするという事は、払えるものがあるのに払わないから差し押さえとやっているのか、この人たちがみんな平均69万幾らかという所得の中の人たちが、それでもやっぱり差し押さえられちゃうのかどうか、教えてください。

○榎田納税促進課長 今、差し押さえの件についてお答えをします。差し押さえにつきましては、当然、資力とか財産がありながら払っていただけないという方について差し押さえを行っております、その市の中で調査を、その方の財産とか預金とか給与とかそういうものを調査しまして、それで、この方は資力がないという判断をした方につきましては差し押さえはやっておりません。

以上です。

○杉田委員 ということは、払えるのに払っていないからこれは悪質なんじゃないかという判断でいいのかな。そういうのでいいですよ。

○榎田納税促進課長 はい。

○杉田委員 わかりました。

最終的に平成29年度の実質収支、9億7,000万円だったかな、かなり大幅な黒字だと思うんですけど、1人当たり、人数で割ると3万6,000円ぐらいになるのかな。積立金の見込み額が12億円ぐらいだということだったので、それを人数で割ると3万6,000円ぐらいになると思うんですけど、これは、やはり、最初の見込みということについては正しかったんですか。

○橋ヶ谷保険年金課長 まず、繰越額が9億7,000万円ほど発生をしております。特に一番の要因は、皆さんお手持ちの主要施策概要報告書の71ページの上段の4の(1)の真ん中あたりに、B、平均の被保険者数が載ってまして、一番下段に、比較ということで、平成29年度と平成28年度の被保険者の差が載ってまして、そこで1,835人ほど減っています。まずそこが2,000人ほど減少しています。主な要因としましては、75歳になりますと後期高齢に移る方が、やっぱり年齢構成的に今団塊の世代で多いものですから、そこが1,000人以上抜けます。一方、今までは、60歳で定年で国保のほうに入ってきたんですけども、皆様御存じのとおり、今、年金ももう60でもらえないものですから、皆様、市役所の職員もそうですけど、引き続き働くということで国保に入ってきたものから、状況としては、今までは、抜けた人が、また新規の人がというところがあつたんですけども、そこが大分崩れてきて、抜ける人が多くて新しい方が入ってきたという部分と、あとは、杉田委員のほうで当初予算の見込みはどうだったのということで、平成27年度が大分医療費が上がったんですけども、それ以降、また、平成29年度も、先ほど、平均すると1万円ほど上がってはいるんですけども、こちらとすれば、今までの経緯を含めてもう少し1人当たりの医療費も上がるのではないかとということで予算を見込んだんですけども、結果的には1万円ほど1人当たり上がっているんですけども、予算上はもう少し上がるということで見込んでいましたので、いわゆる被保険者の人数がかなり減ったということと、1人当たりの上がるのが少し、結果的にはもう少し見込み過ぎていたということが、今回の9億7,000万円ほど不用額が生じたというところの主な原因でございます。

以上です。

○杉田委員 見込みが少し多過ぎたよということなんだけど、その理由として、もう少し医療費がふえるんじゃないだろうか。それは、医療費はふえなかったということについてどんなふう to 考察しているでしょうか。

○橋ヶ谷保険年金課長 皆さんも御存じのとおり、医療費につきましては、過去の決算のほうからどのぐらい伸びたかというところである程度予測しながら予算を組んでいるんですけども、もちろん見込みが甘くて結構予算が足りなくなった年もありますし、逆に、今回のように、かなり医療費がかからなかったというところがあります。そういったところでこういうような結果になってしまったんですけども、ただ、言えるのは、1人当たりの医療費は引き続き上がっていますので、今後も、基本的な考え方とすれば、やっぱり1人当たりの医療費は上がっていくということは言えると思います。

一方、大事なのは、被保険者が例年になくどんどんどんどん減っているものですから、今後、被保険者数がしばらくの間は減ることが予想されますので、そういったところの被保険者数がどのぐらい減るかというところで医療費総額がすごく変わってきますので、その辺は今までにない傾向になっていますので、そこをしっかりと見ながら、今後、医療費の推計をしていく必要があるのかなというふうに考えております。

以上です。

○青島委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。

○杉田委員 今の見込みの問題もありましたけど、大幅な黒字の要因、そういうものを聞いたんですけど、その結果、やっぱり12億円というものになっている。そして、これというのはやっぱり適正な会計とは言えないんじゃないだろうかと思います。暮らしを守るための平成29年度、この国保税は値下げすべきだったんじゃないかというふうに思います。

以上です。

○松本委員 今の杉田委員の討論は反対の討論ということでいいですか。

○杉田委員 いいです。

○松本委員 それを言っていないもんで。今杉田委員からもお話がありましたけれども、私、賛成の立場から討論します。

非常に見込みというのは大変だと思うんですよ。たまたま多くなってよく説明をされますけれども、例えば、インフルエンザが思ったより流行してお金がかかっちゃったとかいろいろあると思いますけれども、適正な数字というのはどこの数字が適正かわかりませんけれども、なるだけ保険者に負担のかからない数字で推定を、難しい話けど、していただかなくちゃできないんじゃないかなと思っています。私は、今回そういう御意見がありますけれども、賛成の立場で討論をさせていただきます。

◇採決の結果、認第15号「平成29年度焼津市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」中、市民部所管部分は賛成多数、認定すべきものと決定

○青島委員長 暫時休憩する。

閉会（14：48）

○青島委員長 会議を再開する。

認第20号「平成29年度焼津市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とし、当局の説明を求める。

（当局説明）

○青島委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

○杉田委員 また滞納の件で、384ページのところで、滞納繰越分という形で248万円が計上されていますけど、これが滞納が繰り越されている、これもずっと調べていくと、やっぱり、本当は資力があるのに納めていない人なのか、資力がないもので滞納しているのか、それを教えてください。

○橋ヶ谷保険年金課長 今御質疑されました、収入のほうの滞納繰越分として248万9,677円入ってきました。

○杉田委員 何人分。

○橋ヶ谷保険年金課長 人数ですか。済みません、手持ちに人数……。

○杉田委員 いいです。じゃ、後で。

○橋ヶ谷保険年金課長 あと、中身ですけれども、先ほど納税促進課長のほうでお話がありましたけれども、基本的には、こちらの後期高齢者の徴収業務は保険年金課でやっています。ただ、一部、悪質というか、かなりたまっている方とか、納められるのに納めない方につきましては、一部、納税促進課へお願いをして、いわゆる2課で連携をしてやっている状況です。ですから、内容としましては、通常、納め忘れてしまったという方もいます。なぜかという、原則、年金をもらえる方たちなものですから、年金で特徴はできるんですけれども、途中で金額が変わったり保険料が変わると特徴ができないものですから、普通に銀行の納めとかそうなるんですけど、勘違いをして引き続き年金から引かれると思って納め忘れていてというのがいらっしゃったりするものですから、そういった方が、こちらの説明の中で納めていないのを確認して過年度分を納めてくれるケースもありますし、一方、納税促進課のほうで納税相談をして、いわゆる分納の約束をして納めていただいたような方もいらっしゃいますので、内容としましては、基本的には、普通に納めている方で納め忘れた部分の過年度分の収納と、あとは、先ほど納税促進課長から言いましたけれども、納められるいわゆる収入というか財産もあるにもかかわらず納めていなくて、納税相談の結果、納めていただいたという方もいらっしゃるということで、御理解をいただければと思います。

以上です。

○杉田委員 今年度、平成29年度については、滞納者というのは何人ぐらいで幾らぐらいだったのかというのを教えてください。

○橋ヶ谷保険年金課長 済みません、こちらの金額の対象者の人数は、今手持ちにありませんので、後でお知らせさせていただければと思います。

済みません、遅くなりまして。こちらの不能欠損額に対しての実人数ですけれども、一応、平成29年度、35人の方。ですから、1人当たりになるとかなり滞納があった。

○杉田委員 先ほどの中で、国保のところでは言ってもらったのかもしれないですけど、国保から後期のほうに移った人、平成29年度は何人ですか。

○橋ヶ谷保険年金課長 平成29年度中に国保から後期のほうへ加入された方につきましては、1,570人の方が75歳になられまして、平成29年度に後期のほうへ。

○杉田委員 先ほど、後期の人たちの中に、年金で月30万円ぐらいどうのこうのということと言われましたよね。そういう人たちが後期に移っていったということばかりじゃない、ただ年齢がこうやって上がっていったらもうそれでそういうことだと思んですけど、そうなったときに、国保のときに比べて、後期のほうが、先ほど、高くなった。それで滞納分が、滞納というか、わからなかったと言ったんです。国保の場合は引き落としだったんですけど、後期になると引き落としはなくなるんです。

○松本委員 後期は年金から引くんですけども、途中で持って保険料が変わったときに変更して引けるようにしていないものだから、そういう手続もしていないもんでという人がいるよという。

○杉田委員 そういうことか。済みません、よく理解できなくて。

保険料なんですけど、たしか所得割とか均等割、1人当たりの保険料というのが、前回のときにふえたという説明を受けたんですけど、これで平均すると幾らぐらい後期高齢者のほうの保険料というのがふえたことになるんですか。

○橋ヶ谷保険年金課長 後期高齢の保険料につきましては、2年に1度の改定がありまして、ちょうど平成30年度に改定がありました。変わったところは、今御指摘のとおり、均等割りは3万9,500円から900円上がりましたので、ことしから4万400円になりましたので、単純に言えば、1人、必ず納めていただく均等割りが900円上がったということで御理解をいただければと思います。

○杉田委員 所得割。

○橋ヶ谷保険年金課長 所得割は率は変わっておりませんので……。

○杉田委員 変わっていないの。

○橋ヶ谷保険年金課長 変わっていないです。

○青島委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。

○杉田委員 反対の立場で討論いたします。

国保の負担を大幅に増額して、やはり今の中でも900円上がっていくよということで、高齢者いじめというふうに私は後期高齢者医療制度というものを感じます。そういう意味では、後期高齢者医療事業、この特別会計について反対いたします。

◇採決の結果、認第20号「平成29年度焼津市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について」中、市民部所管部分は賛成多数、認定すべきものと決定

○青島委員長 議第60号「平成30年度焼津市一般会計補正予算（第4号）案」中、市民部所管部分を議題とし、当局の説明を求める。

（当局説明）

○青島委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

○秋山委員 今の81万円の補正なんですけれども、よくシステムの改修というと、物すごい、何百万円という数字が出されることが多いんですけど、このシステムの改修の内容はどういうものか教えてください。

○橋ヶ谷保険年金課長 システムの改修内容ですけれども、ちょうど平成31年4月から施行されるんですけれども、いわゆる産前産後、4カ月になりますけれども、そちらの期間は年金の保険料のいわゆる免除ができる、そういう形に来年度からなります。そちらの新規の制度改正に伴う産前産後の保険料免除がありますので、そちらをシステム上に反映できるように修正をさせていただくというのが1つ大きなところでございます。

あと、そのほかに、各種届け出とか報告書の部分をいわゆる電子媒体化するというところで、システムへ入力をして電子媒体として保有して、年金事務所ともやりとりをする。そういったところが主な改正内容でございます。ですから、金額的には81万円ですので、本当の大幅な改正というよりは、制度改正に伴って一部追加をする、一部電子媒体化を進める。様式変更等が主な内容ですので、この程度の金額で予算措置のほうをさせていただいたところです。

以上です。

○青島委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第60号「平成30年度焼津市一般会計補正予算(第4号)案」中、市民部所管部分は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○青島委員長 議第61号「平成30年度焼津市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)案」を議題とし、当局の説明を求める。

(当局説明)

○青島委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

○杉田委員 今、この基金の積み立てのところ6億8,257万円ということなんですけど、これで国保の基金全体で幾らになりますか。

○橋ヶ谷保険年金課長 こちらにつきましては、6億8,000万円ほど今回補正で積み立てをさせていただいて、このまま行きますと、平成30年度末時点で基金残高はおおむね12億円程度になります。

以上です。

○青島委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。

○杉田委員 これも反対の立場ですけど、先ほども言いましたけど、見込み違いというか、そういう中で発生しているこの余剰金、そういうものがそのまま積立基金として積み立てられるということについては、やっぱりこれは国保税の減免という形で使われるべきだというふうに思います。

以上で反対であります。

○松本委員 私は賛成の立場から。先ほど申し上げましたように、先ほど決算のときに賛成討論をして、その金額がここで確定するというところでございますので、理由は先ほどと同じで賛成をいたします。



◇採決の結果、議第61号「平成30年度焼津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）案」は賛成多数、原案のとおり可決すべきものと決定

○青島委員長 以上で市民部所管の議案の審査は終了した。  
これで本日の審査を終了とする。

閉会（15：22）